茅ヶ崎市

生 産 緑 地 と 税 制 度

生産緑地の指定から30年が経過する日まで	非生産緑地（市街化区域内農地）	生　産　緑　地
固定資産税 都市計画税	宅地並み課税	農地課税
相続税	納税猶予の適用不可	納税猶予の適用可 （終身営農で免除）

どちらかを選択

生産緑地の指定から30年が経過したあと	非生産緑地（市街化区域内農地）	非特定生産緑地（他の土地利用には、解除の手続きが必要）	特定生産緑地（30年経過する前に、指定の手続きが必要）
固定資産税 都市計画税	宅地並み課税	宅地並み課税	農地課税
相続税	納税猶予の適用不可	納税猶予の適用不可 （但し、適用中の納税猶予は継続）	納税猶予の適用可 （終身営農で免除）

引き続き税の優遇を受ける場合は**特定生産緑地**の指定が必要です